

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービスの量の拡充が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）等について未実施市町村（特別区を含む。以下同じ。）がみられたほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象になっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められていた。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられたところである。</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（市町村障害福祉計画（同法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（同法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）を</p>	<p>障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービスの量の拡充が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）等について未実施市町村（特別区を含む。以下同じ。）がみられたほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象になっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められていた。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられたところである。</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう</p>

いう。以下同じ。)の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

また、平成二十二年十二月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなった。

さらに、平成二十五年四月から、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)となり、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援が総合的に行われることとなる。

この指針は、法等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年年度末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年年度までの第三期障害福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県 の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有

。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

また、平成二十二年十二月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなった。

この指針は、法の施行及び整備法による法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年年度末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年年度までの第三期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県 の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の理念を踏まえつつ、次に掲

無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

1 (略)

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）であつて十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づき給付の対象となつており、引き続きその

げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 (略)

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等
障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づき給付の対象となつており、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

3 (略)

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国でも必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)及びケアホーム(共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、自立支援訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

3 (略)

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

希望する障害者等に日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)及びケアホーム(共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、自立支援訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正により、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

その際、協議会は、関係機関等が相互の連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正により、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である。

その際、自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービス^{（一）}の量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において福祉施設に入所している障害者^{（二）}（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等^{（三）}を利用し、グループホーム^{（四）}、ケアホーム^{（五）}、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとする^{（六）}とともに、これに合わせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法^{（七）}（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する指定知的障害児施設等^{（八）}（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者^{（九）}（十八歳以上の者に限る。）^{（一〇）}であって、整備法による改正後の法に基づき指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの^{（一一）}（以下「継続入所者」という。）^{（一二）}の数を除いて設定するものとする。

二 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年末までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者（入院期間が一年未満である者をいう。以下同じ。）の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院した者のうち、六十五歳以上であって五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年末における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年末における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

またこれと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ）における基準病床数の見直しを進める。

三 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年末中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年末末における福祉施設の利

用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とする。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）（ことに同様の取組を行うことが望ましい）。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十六年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業生者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成二十六年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推

進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画において、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

第三 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) (略)

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、協議会を活用するとともに、障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害福祉計画の作成に当たっては、法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業について医療、教育、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなる必要がある。

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) (略)

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、自立支援協議会を活用するとともに、障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害者等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進める。

2 | 平成二十六年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第一期障害福祉計画及び第二期障害福祉計画の実績並びに地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとともに、これにあわせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指

定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの）以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院者のうち六十五歳以上であつて、五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

またこれと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労へ

の移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）⁽¹⁾と同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十六年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、

2 | 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。こ

障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成二十六年年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成二十二年六月二十九日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に關し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める。」とされている等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

3 | 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。こ

の場合において、法第八十八条第八項及び第八十九条第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、法第八十八条第九項及び第八十九条第七項においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

3| (二)・(三) (略)

3| 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

4| (略)

5| 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成

の場合において、法第八十八条第七項及び第八十九条第六項においては、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、自立支援協議会を活用することも考えられる。また、法第八十八条第八項及び第八十九条第七項においては、障害者基本法第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

4| (二)・(三) (略)

4| 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

5| (略)

6| 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成

委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

6) (略)

7) 定期的な調査、分析及び評価

障害福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要である。

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画においては、別表第二二の項に掲げる事項、同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策に関する事項及び同表五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表一の項に掲げる事項、同表六の項に掲げる事項及び同表七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考

委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

7) (略)

なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第二二に掲げる事項とし、このうち同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項は定めなければならない事項とし、同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策に関する事項及び同表四の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

慮して作成を進めることが適当である。

1| 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、第二に即して目標を設定する。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2| 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十六年までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、自身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

3| (二)・(三) (略)

4| 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの

1| 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十六年までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

2| (二)・(三) (略)

3| 留意事項
平成二十四年三月三十一日までに市町村障害福祉計画を定め、又は変更しよつとする場合における市町村障害福祉計画にお

措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第二の目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画においては、別表第四三の項に掲げる事項、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表六の項に掲げる事項及び同表七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表八の項に掲げる事項及び同表九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表一の項に掲げる事項、同表二の項に掲げる事項、同表五の項に掲げる事項、同表十の項に掲げる事項及び同表十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、第二に即して目標を設定する。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支

いて定めなければならない事項は、第二の二の1及び2に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項である。

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第四に掲げる事項とし、このうち同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表六の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項並びに同表七の項及び八の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支

援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十六年までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（Ｂ型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者数を除いて設定するものとする。

また、法施行以前に、障害福祉サービスが未実施であった市町村におけるサービスの確保や、指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の確保に留意することが必要である。

3| (二) (三) (略)

4| 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本とな

援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十六年までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（Ｂ型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者数を除いて設定するものとする。

また、法施行以前に、障害福祉サービスが未実施であった市町村におけるサービスの確保や、新たに創設された指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の確保に留意することが必要である。

2| (二) (三) (略)

3| 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本とな

るのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。

(一) サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、新たに重度訪問介護従事者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

るのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。こつした取組を効果的に実施するためには、地域の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。

(一) サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、新たに重度訪問介護従事者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の改正を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

(三)(二) (略)
障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県や市町村においては、協議会を活用すること等により、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

また、市町村においては、住民等からの虐待に関する通報があつた場合に、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

(三)(二) (略)
障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県や市町村においては、自立支援協議会を活用すること等により、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

また、市町村においては、住民等からの虐待に関する通報があつた場合に、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待

防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である。

5 | (略)

6 | 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第二の目標達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

第三期障害福祉計画は、平成二十四年度から平成二十六年までの三年間における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものである。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2・3 (略)

防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である。

4 | (略)

5 | 留意事項

平成二十四年三月三十一日までに都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合における都道府県障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二の三の1から4までに掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項である。

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

第三期障害福祉計画は、平成二十四年度から平成二十六年までの三年間における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、平成二十三年度中に作成することが必要である。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2・3 (略)

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、二の2の(一)に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく公表するとともにこれを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

5 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により、障害児支援が強化されたことを踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。なお、当該方針の策定は、一から三までに準じて行うものとする。

別表第一 (略)

別表第二

事項	内容
(略)	(略)
二 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目	(略)

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、二の1の(一)に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく公表するとともにこれを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

5 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により、障害児支援が強化されたことを踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。

別表第一 (略)

別表第二

事項	内容
(略)	(略)
二 平成二十六年の数値目標の設定	(略)

標	(略)	
四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	(略)	
五 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。	
六 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期	(略)	
七 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	(略)	

別表第三 (略)

別表第四

事項	(略)	内容
二 区域の設定	(略)	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談

(略)	(略)	
四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項	(略)	
五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期	(略)	
六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	(略)	

別表第三 (略)

別表第四

事項	(略)	内容
二 平成二十六年年度の数値目標の設定	(略)	障害者について、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域

<p>三 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業</p>	
<p>障害者について、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域</p>	<p>支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。</p>
<p>三 区域の設定</p>	
<p>指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談</p>	<p>生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じ、平成二十六年度における数値目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 障害者試行雇用事業の開始者数 職場適応援助者による支援の対象者 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p>

	<p>の提供体制の確保に係る目標</p> <p>生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十六年度における数値目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 障害者試行雇用事業の開始者数 職場適応援助者による支援の対象者 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等
(略)	(略)
(略)	(略)

	<p>支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定め、場合により、その趣旨、内容等を定めること。</p>
(略)	(略)
(略)	(略)

<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>(略)</p> <p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>実施する事業の内容</p> <p>各年度における事業の種類</p> <p>ごとの実施に関する考え及び量の見込み</p> <p>各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>その他実施に必要な事項</p>
<p>八 指定障害福祉サービス等にに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>
<p>九 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医</p>	<p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。</p>
<p>七 指定障害福祉サービス等にに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>(略)</p> <p>指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>
<p>八 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>実施する事業の内容</p> <p>各年度における事業の種類</p> <p>ごとの実施に関する考え及び量の見込み</p> <p>各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>その他実施に必要な事項</p>

療機関、教育機関、公共職 業安定所その他の職業リハ ビリテーションの措置を实 施する機関その他の関係機 関との連携に関する事項	
十 都道府県障害福祉計画の 期間及び見直しの時期	(略)
十一 都道府県障害福祉計画 の達成状況の点検及び評価	(略)

九 都道府県障害福祉計画の 期間及び見直しの時期	(略)
十 都道府県障害福祉計画の 達成状況の点検及び評価	(略)